

## 業務共通編

### VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第12回 (第21回)	WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（1）
----	----------	----------------	----	------------	--------------

- ・ 現行提供するオンライン対象業務のうち、利用実績のないもの等については、第6次NACCSにおいて廃止を検討する。

#### 詳細仕様検討結果

- ・ 以下のオンライン業務については、第6次NACCSにおいて廃止する。

#### 廃止オンライン業務（1）

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由	項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上					航空	海上	
1	CYB01	システム外CY搬入確認 (コンテナ単位) (事前登録)		○	現行システムで利用実績のない業務の廃止	12	VIT	入港届等B		○	Web NACCS対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止
2	CYD11	システム外CY搬入確認呼出し (B/L単位) (事前登録)		○		13	VIT11	入港届等B呼出し		○	
3	RPK	船卸予定登録		○		14	VOT	出港届等B		○	
4	IRP	船卸予定登録 (多数件処理)		○		15	VOT11	出港届等B呼出し		○	
5	PAY	ペイメント情報照会	○	○		16	JBX	船舶基本情報登録 (内航船)		○	
6	BAA	口座残高証明額訂正 (呼出し)	○	○	17	JBY	船舶基本情報訂正 (内航船)		○		
7	BAA01	口座残高証明額訂正	○	○	18	JBY11	船舶基本情報訂正呼出し (内航船)		○		
8	IBA	口座照会	○	○	19	JPT	入港前統一申請等 (内航船)		○		
9	DLS05	納付書情報 (口座) 再出力依頼 情報登録・変更	○	○	20	JPT11	入港前統一申請等呼出し (内航船)		○		
10	VPT	入港前統一申請B		○	21	JIT	入港届等 (内航船)		○		
11	VPT11	入港前統一申請B呼出し		○							

## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第12回 (第21回)	WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（2）
----	----------	----------------	----	------------	--------------

### 詳細仕様検討結果

#### 廃止オンライン業務（2）

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由	項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由	
			航空	海上					航空	海上		
22	JIT11	入港届等呼出し（内航船）		○	WebNACCS 対象化に伴いバ ッケージソフトよ る提供を廃止	34	KLT11	陸側施設使用許可申請呼出し		○	WebNACCS 対象化に伴いバ ッケージソフトよ る提供を廃止	
23	JOT	出港届等（内航船）		○		35	JSS	申請状態確認		○		IVS（入港届等 照会）業務との統 合に伴う廃止
24	JOT11	出港届等呼出し（内航船）		○		36	CRW01	届出申請一覧呼出し		○		
25	JMR	移動届（内航船）		○		37	CRW02	届出申請情報照会		○		
26	JMR11	移動届呼出し（内航船）		○		38	RSS	空コンテナ引取予定情報通知		○		PUR業務を提供
27	KIT	入港料減免・還付申請		○		39	RST	空コンテナ引取予定確認情報 通知		○		PUA業務を提供
28	KIT11	入港料減免・還付申請呼出し		○		40	ACL01	船積確認事項登録 （コンテナ船用）		○		現行ACL03業務 （新ACL01業務） への統合に伴う廃止
29	KMT	船舶運航動静通知		○		41	ACL02	船積確認事項登録 （在来船用）		○		現行ACL04業務 （新ACL02業務） への統合に伴う廃止
30	KMT11	船舶運航動静通知呼出し		○		42	SIR	船積指図書（S/I）情報登 録		○		現行SIR02業務 （新SIR業務）へ の統合に伴う廃止
31	KST	海側施設使用許可申請		○								
32	KST11	海側施設使用許可申請呼出し		○								
33	KLT	陸側施設使用許可申請		○								



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第12回 (第21回)	WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（3）
----	----------	----------------	----	------------	--------------

### 詳細仕様検討結果

#### 廃止オンライン業務（3）

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由	項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由		
			航空	海上					航空	海上			
43	SIR01	船積指図書（S/I）情報 登録（国際連携）		○	現行SIR02業務 （新SIR業務）へ の統合に伴う廃止	55	IPS	電子決済情報照会		○	ACL/CYサブWG にて廃止を合意（今後 利用が見込めない）		
44	EIR	S/I情報登録	○			56	ACT	請求情報登録		○			
45	EIR01	S/I情報登録（国際連携）	○			57	ACT11	請求情報登録呼出し		○			
46	IVA	インボイス・パッキングリ スト情報登録	○	○		58	IAI	請求情報一覧照会		○			
47	VAN11	バンニング情報登録（コン テナ単位）呼出し		○		59	IAT	請求情報照会		○			
48	WBI	SWB確定通知		○		60	CRW03	乗員上陸許可申請		○		入港前統一申請業務と の統合に伴う廃止	
49	WBI11	SWB確定通知呼出し		○		61	EDX	輸出申告変更（AEO通 関業者用官署変更）	○				申告官署の自由化に伴 う見直し
50	WBS	SWB情報通知		○		62	MEX	輸出マニフェスト通関申 告変更（AEO通関業者 用官署変更）	○				
51	IWB	SWB情報照会		○		63	IDX	輸入申告変更（AEO通 関業者用官署変更）	○				
52	IIS	SWB請求情報一覧照会		○		64	MIX	輸入マニフェスト通関申 告変更（AEO通関業者 用官署変更）	○				
53	PAS	支払選択登録		○									
54	PAS11	支払選択登録呼出し		○									



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-12他	廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等（1）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

- ・ 現行提供する管理資料のうち、第6次NACCSにおいて機能変更に伴い不要になるものの廃止等について検討する。

### 詳細仕様検討結果

1. 以下の管理資料については、第6次NACCSにおいて廃止する。

項番	業務仕様書番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	周期	配信先	廃止理由
1	I 0 7	納付書集計データ	○			日報	銀行	専用口座の廃止に伴う廃止
2	I 0 8	連記式領収済通知書情報	○			日報	銀行	
3	I 0 9	連記式領収控情報	○			日報	銀行	
4	I 1 0	歳入金等受入報告表情報	○			日報	銀行	
5	I 1 1	口座振替用納付書送付書情報	○			日報	銀行	
6	J 0 2	電子決済入金予定データ（請求者用）	○			半月報	船会社他	決済機能廃止
7	S 0 5	仕向地別混載仕立実績データ		○		月報	混載業	利用されていない
8	S 0 9	貨物取扱実績データ（荷送人別）		○		月報	航空代理店	
9	S 1 0	貨物取扱実績データ（航空会社別）		○		月報	航空代理店	
10	S 1 1	貨物取扱実績データ（営業所別）		○		月報	航空代理店	
11	S 1 2	搭載完了AWBデータ		○		日報	航空代理店	
12	T 0 6	BREAK BULK MONTHLY REPORT		○		月報	混載業	

（注）上記管理資料の廃止に伴い「管理資料情報配信要否登録（UKS）」及び「管理資料情報配信要否登録呼出し（UKS11）」業務について、変更を行う。



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-12他	廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等（2）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

### 詳細仕様検討結果

2. 以下の管理資料については、第6次NACCSにおいて配信日を「毎月1日」に変更する。

項番	業務仕様書番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	現行配信日	次期配信日
1	G 0 3	保税運送申告一覧データ			○	2日	1日
2	G 0 4	貨物取扱等実績データ			○	2日	
3	G 0 6	船積確認事項登録実績データ			○	4日	
4	G 1 1	卸コンテナリスト取扱一覧データ			○	3日	
5	G 1 2	積コンテナリスト取扱一覧データ			○	3日	
6	H 0 1	輸出申告一覧データ	○			4日	
7	H 0 2	輸出貨物許可承認等実績データ			○	2日	
8	I 5 1	輸入申告一覧データ	○			3日	
9	I 5 2	輸入貨物許可承認等実績データ			○	2日	
10	T 0 7	搬出貨物統計データ（輸入）		○		2日	

3. 管理資料の外部媒体提供の廃止

民間管理資料の配信において、管理資料のファイルサイズがシステム制限値（圧縮前6MB、圧縮後1MB）を超える場合には、外部媒体へ保存しその媒体を郵送することで管理資料を配信しているが、第6次NACCSにおいては、原則、以下のとおりとする。

- ① 外部媒体の運用を廃止する。
- ② ファイルサイズに関係なく全ての管理資料について、システム配信処理により送付する。



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（1）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

- ・第6次NACCSにおいては、マイナンバー制度の導入に伴い、輸出入申告等の輸出入者コード欄等には「法人番号」を入力することとし、既存コードの活用を含めた運用方法について、またこれに伴い「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における「識別符号」の入力方法について、検討する。

### 詳細仕様検討結果

項目	第6次NACCSにおける仕様
1. 法人番号の利用	第6次NACCSにおける輸出入申告業務等においては、原則として「法人番号」を輸出入者コードとして使用する。 なお、法人番号を利用する場合の輸出入者コード体系については、「法人番号（13桁）+枝番（4桁）」とする。
2. JASTPROコード等の暫定利用	既存の輸出入者コードの利用については、以下のとおり限定的に利用を可能とする。 ① JASTPROコード：法人番号と紐付けされた者、法人番号を持たない者又は個人に限る。 ② 税関発給コード：JASTPROコードと同等の扱いとする。
3. コード管理	輸出入者コードについては、目的別に以下の2つのデータベース（DB）を利用して管理する。 ① 輸出入者ファイル（以下「輸出入者F」という。） → JASTPROコード、税関発給コード及び法人番号（注）を管理（各コード間の紐づけを含む。）する。 → JASTPROコード又は税関発給コードの入力がなされた場合、紐づけ情報に基づき、法人番号へ自動変換（出力）する。（出力情報には変換後の法人番号が表示されるが、参考情報として入力したJASTPROコードも表示する。） → 法人名、住所等の英文情報を管理し、帳票出力時等における自動補完に利用する。 → 包括評価、包括保険、AEO等の利用可否情報の登録を行い、入力時のチェックとして利用する。 → 担保、口座の利用可否チェックに利用する。 → 「輸出入者情報照会（IIE）」業務において利用する。 注：輸出入者Fへ登録する法人番号は、法人の社名、住所の英文情報があるものに限る。このため、輸出入者Fへの登録によって得られるNACCSの各種サービス機能を利用したい者は、あらかじめ法人の英文情報についてJASTPROに申し出る（有償）ことが必要となる。なお、現状におけるサービス機能とは、英文自動補完、評価、保険、口座、担保等の利用や、電子的に行われた食品衛生届、動植物検疫等に係る他法令確認等が該当する。ただし、第6次NACCSでは、法人番号が付与されている法人に係る評価及び担保に関しては、輸出入者Fに登録が無い場合でも、税関による登録を可能とする。（法人番号DBへ登録されていることは必須）。 ② 法人番号DB → 国税庁から入手する法人番号を管理する。 → 入力時における法人番号の存在チェックのみに利用する。 → 新規業務「法人番号情報照会（IIE01）」業務において利用する。



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（2）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

### 詳細仕様検討結果


項目	第6次NACCSにおける仕様																																	
4. 法人番号の紐づけ	JASTPROコードと法人番号の紐づけ（1対1対応）作業については、今後（平成28年以降）、JASTPROにおいて実施（JASTPRO番号を保持する輸出入者から法人番号の情報を入手）する予定であり、税関発給コードについても税関において法人番号との紐づけ（1対1）作業を実施することから、当該作業の結果を輸出入者Fに登録することによって紐づけを管理する。当該紐づけを実施することによって、既存のJASTPROコードの入力が可能となり、英文による社名・住所の自動補完がなされる。 また、JASTPROコード、税関発給コード、法人番号のいずれかが入力された場合であっても、既存のJASTPROコード又は税関発給コードに関連付けられている包括評価、担保、口座等を継続して利用することが可能となる。																																	
5. 識別符号の変更	現在、特定の業務において入力が必要とされている「識別符号」について、第6次NACCSでは、識別符号の種別変更を行うとともに必須入力とする。 <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">                     【識別符号】                      現行：1. 個人から個人宛の荷物                      2. その他                 </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     第6次：1. 法人（法人番号を有する者）                      2. 法人番号を有しない者及び個人                      3. 不明                 </div> </div> <p>【入力チェック】 識別符号欄が未入力で、輸出入者コード欄に法人番号または、法人番号への変換が可能なJASTPROコードまたは税関発給コードが入力された場合は、識別符号欄に「1」を自動補完する。</p> <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">識別符号欄 (入力)</th> <th colspan="3">輸出入者コード欄</th> <th rowspan="2">入力無し (無符号)</th> </tr> <tr> <th>法人番号</th> <th colspan="2">JASTPROコード/税関発給コード</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>法人番号変換不可</th> <th>法人番号変換可</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スペース</td> <td>正常（1を補完）</td> <td>エラー</td> <td>正常（1を補完）</td> <td>エラー</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>正常</td> <td>エラー</td> <td>正常</td> <td>エラー</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>エラー</td> <td>正常</td> <td>エラー</td> <td>正常</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>正常</td> <td>正常</td> <td>正常</td> <td>正常</td> </tr> </tbody> </table> <p>【対象業務】                      ① 「輸入申告事項登録（IDA）」 ※ 申告等種別を問わない                      ② 「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」                      ③ 「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」 ※ 次期において入力項目を追加。                      ④ 「輸出申告事項登録（EDA）」 ※ 1：申告等種別を問わない。 ※ 2：次期において入力項目を追加。                      ⑤ 「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」 ※ 次期において入力項目を追加。</p>	識別符号欄 (入力)	輸出入者コード欄			入力無し (無符号)	法人番号	JASTPROコード/税関発給コード				法人番号変換不可	法人番号変換可		スペース	正常（1を補完）	エラー	正常（1を補完）	エラー	1	正常	エラー	正常	エラー	2	エラー	正常	エラー	正常	3	正常	正常	正常	正常
識別符号欄 (入力)	輸出入者コード欄			入力無し (無符号)																														
	法人番号	JASTPROコード/税関発給コード																																
		法人番号変換不可	法人番号変換可																															
スペース	正常（1を補完）	エラー	正常（1を補完）	エラー																														
1	正常	エラー	正常	エラー																														
2	エラー	正常	エラー	正常																														
3	正常	正常	正常	正常																														



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（3）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

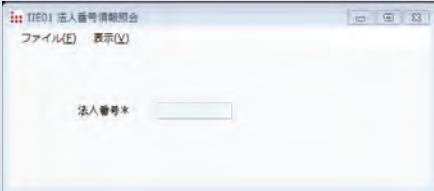

### 詳細仕様検討結果

項目	第6次NACCSにおける仕様
6. 照会業務	<p>①「輸出入者情報照会（IIE）」業務に一部仕様変更を実施する。</p> <p>a. JASTPROコード、税関発給コードに加え、新たに「法人番号」による照会を可能とする。</p> <p>b. 出力情報に「法人番号」欄を追加し、以下のとおり出力する。</p> <p>輸出入者コード欄：JASTPROコード又は税関発給コードを出力 法人番号等欄：法人番号等を出力</p> <p>→ JASTPROコード、税関発給コードによる照会の際、紐づけされた法人番号情報がある場合に法人番号も出力する。一方、法人番号による照会では、紐づけされたJASTPROコード又は税関発給コードがある場合は、当該コードを出力する。</p> <p>→ 平成29年10月以降、税関発給コードについては更新作業が行われなかったため、社名変更が行われた場合は、国税庁が提供する法人番号の変更情報に基づき、輸出入者ファイル上で社名の無効化を行うこととしている。このため、IIE業務において、当該無効化が行われていることが確認可能となるよう、新たに「名称無効表示」欄を追加する。</p> 

## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（4）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

### 詳細仕様検討結果

項目	第6次NACCSにおける仕様																		
6. 照会業務 (続き)	<p>②「法人番号情報照会（IIE01）」業務を新規業務として新設し、法人番号による照会を可能とする。</p> <p>a. 法人番号による照会を可能とする。（和名からの検索サービスは提供しない。）</p> <p>b. 出力情報の詳細については、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="555 1473 1066 1675"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>属性</th> <th>桁数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人番号</td> <td>英数字</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>商号又は名称</td> <td>日本語</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>国内所在地（都道府県）</td> <td>日本語</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>国内所在地（市区町村）</td> <td>日本語</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>国内所在地（丁目番地等）</td> <td>日本語</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 入力画面および照会結果画面は、次のとおりとする。</p> <p>【入力画面】</p>  <p>【照会結果画面】</p> 	項目名	属性	桁数	法人番号	英数字	13	商号又は名称	日本語	150	国内所在地（都道府県）	日本語	10	国内所在地（市区町村）	日本語	20	国内所在地（丁目番地等）	日本語	300
項目名	属性	桁数																	
法人番号	英数字	13																	
商号又は名称	日本語	150																	
国内所在地（都道府県）	日本語	10																	
国内所在地（市区町村）	日本語	20																	
国内所在地（丁目番地等）	日本語	300																	

## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（5）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

### 詳細仕様検討結果

項目	第6次NACCSにおける仕様
7. 法人番号入力対象業務および輸入者コード欄の桁数変更	第6次NACCSで提供するオンライン業務において、「輸出入者コード」の入出力欄がある業務については、入出力欄の桁数を全て「13桁 + 4桁」の17桁に変更する。入力可能な輸出入者コードは、JASTPROコード、税関発給コード及び法人番号のいずれも可能とするが、社名・住所等の自動補完は、輸出入者ファイルに登録されているコードの入力があつた場合のみとなる。 注：海外仕出人・仕向人コードについては引き続き12桁とすることを予定している。
8. 税関発給コード	<p>平成29年10月以降における税関発給コードの取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>既存の税関発給コードと法人番号の変換作業については、税関において実施する。</li> <li>平成29年10月以降、法人番号を取得している者に対する新規コードの発給及び既存税関発給コードの更新作業（社名変更等）は実施しない。従って、社名、住所変更等が発生し更新作業が必要となった場合で引続き社名等の補完機能を希望する場合は、改めて法人番号の新規登録としてJASTPROを通じて手続きを行うことが必要となる。</li> <li>なお、個人用及び海外仕出人・仕向人コードについては、税関発給コードを継続して発給する予定である。</li> </ol> <p><b>1. 法人番号が付与された者に係る税関発給コードの管理（平成29年〇月（P）まで）</b></p> <p><b>2. 個人等が税関発給コードを取得する場合のイメージ（平成29年10月以降）</b></p> <p>(注) 海外仕出人・仕向人コードについては、平成29年10月以降も現行と同体系（12桁）となる。</p>



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（6）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

### 詳細仕様検討結果

項目	第6次NACCSにおける仕様
8. 税関発給コード（続き）	<p><b>3：税関発給コード変換後の法人番号に社名の変更等が発生した場合のシステム処理</b></p> <p>[H29.10]</p> <p>[H30.01]</p> <p>社名・住所等の自動補完を希望する場合は、JASTPROに対して法人番号に係る情報登録の申し出を行う必要がある。</p>











## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

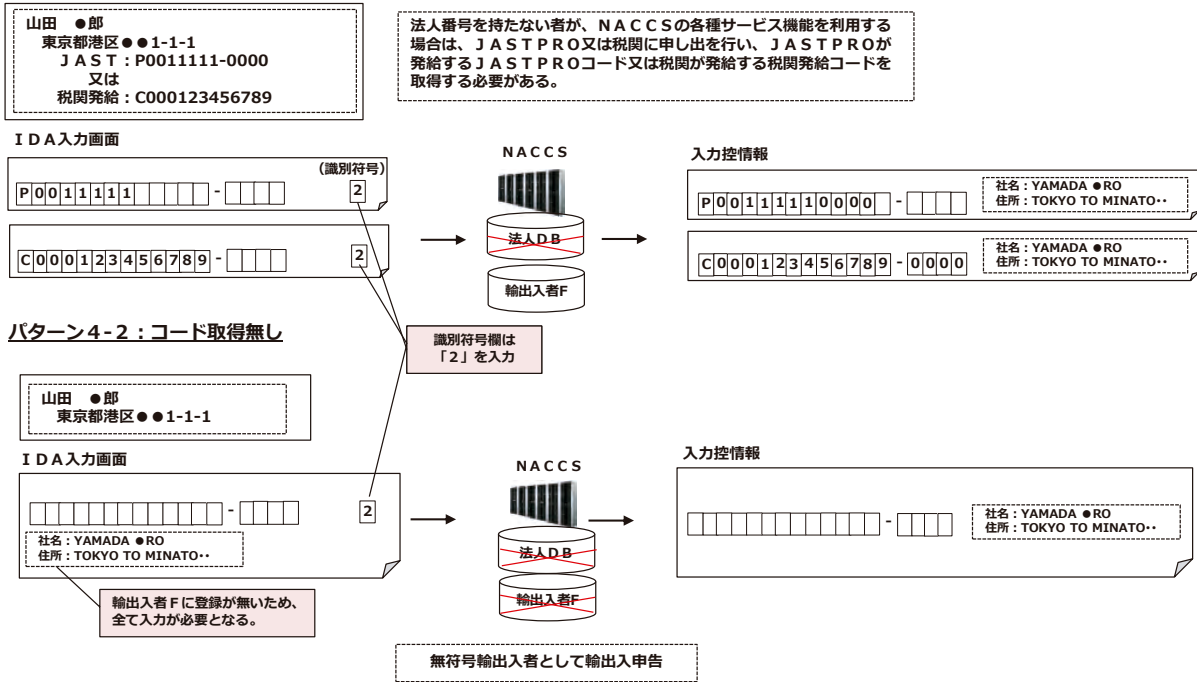
共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（13）
----	----------	---------------------------	----	--------------	-----------------------

### 詳細仕様検討結果

【輸出入申告等における輸出入者コードの入力例（続き）】

パターン4：個人又は法人番号を持たない法人

パターン4-1：法人番号以外のコードを取得している場合



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（14）
----	----------	---------------------------	----	--------------	-----------------------

### 詳細仕様検討結果

【法人番号利用時に社名等の手入力を行った場合の識別表示】

法人番号入力時に社名等の英文が自動補完されなかった場合、手入力により社名等を入力することとなるが、当該手入力を行ったことが入力控上で容易にわかるよう、「輸入者名入力識別」欄を出力し「\*\*\*\*」を表示する。なお、当該欄は、現在入力控上は表示されていない「利用者整理番号」欄（注）を流用することとする。（注）「利用者整理番号」欄は申告控にのみ出力される項目。

入力控（例）

対象業務	
業務コード	出力情報
EDA	輸出申告等入力控情報
EDA01	輸出申告等変更入力控情報
EAA	輸出許可内容変更申請入力控情報
IDA	輸入申告等入力控情報
IDA01	輸入申告等変更入力控情報
MWA	石油製品等移出（総保出）輸入申告入力控情報
MWA01	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更入力控情報
TKA01	一括特例申告入力控情報
CCB	通関士審査内容（輸入申告等）情報
	通関士審査内容（石油製品等移出（総保出）輸入申告）情報
	通関士審査内容（一括特例申告）情報
	通関士審査内容（輸出申告等）情報



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（15）
----	----------	---------------------------	----	--------------	-----------------------

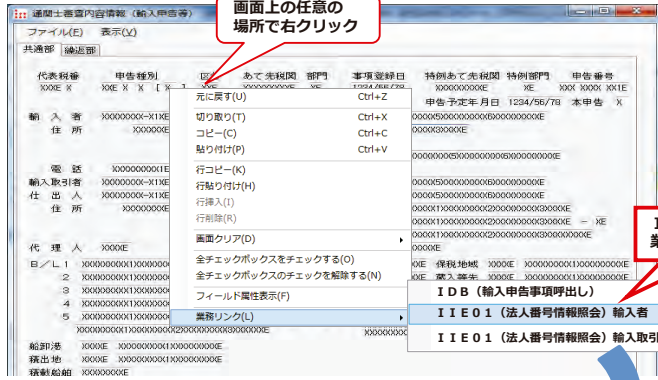
### 詳細仕様検討結果

#### 【「法人番号情報照会（IIE01）」業務のリンク機能】

通関士審査等において入力控画面から輸入者名等の確認を可能とするため、「通関士審査（CCB）」業務、「輸入申告事項登録（IDA）」業務等の出力情報において、「法人番号情報照会（IIE01）」業務へのリンク機能を構築する。

例) 業務リンク: CCB ⇒ IIE01

(CCB画面)



(IIE01照会結果画面)



(IIE01入力画面)



自動で展開

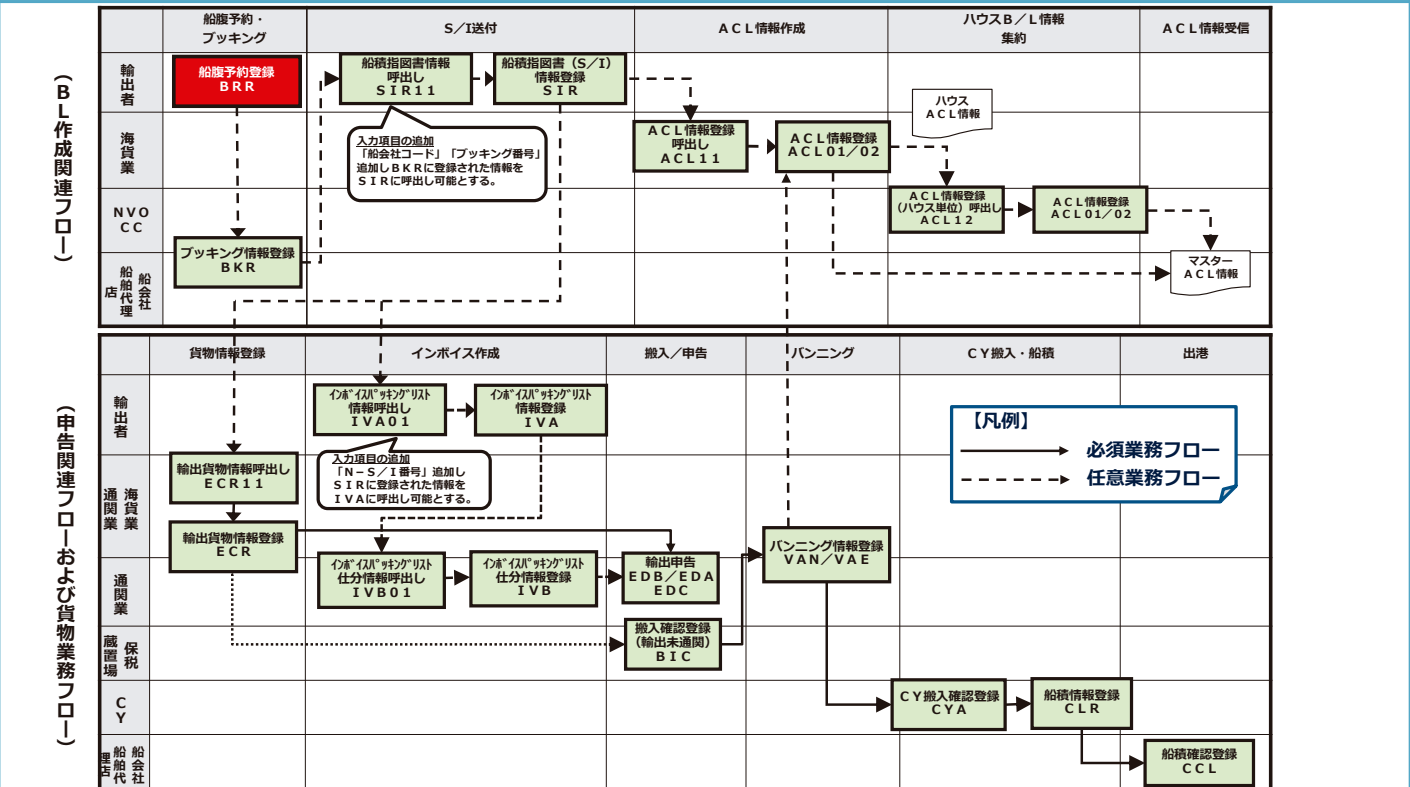
自動で展開



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第11回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-3	SIR業務等の利用方法の見直し（輸出業務）
----	----------	------------------------------	----	--------------	-----------------------

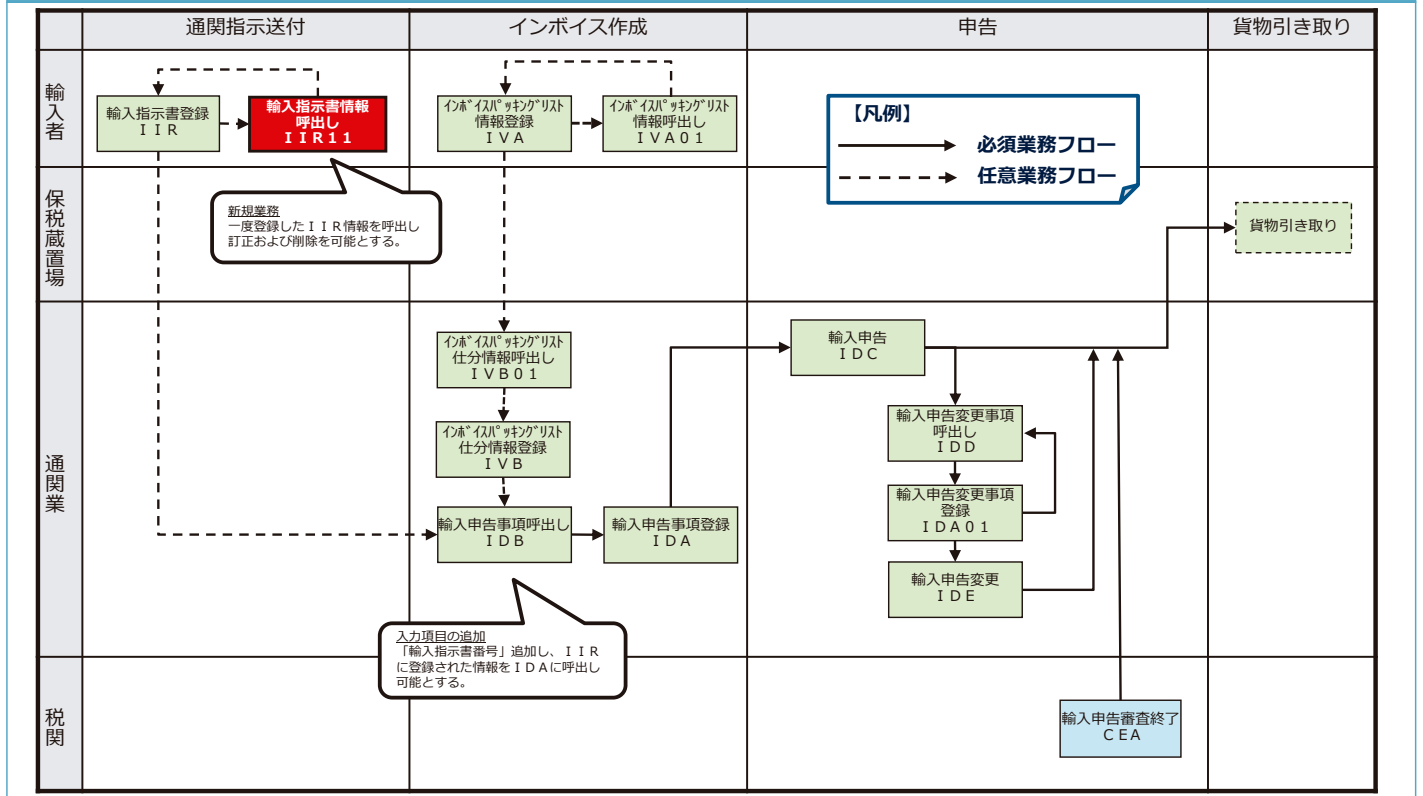
### 詳細仕様検討結果



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第11回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-3	S I R業務等の利用方法の見直し（輸入業務）
----	----------	------------------------------	----	--------------	-------------------------

### 詳細仕様検討結果



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	航空 海上	第10回 WG	基本 IV-3	海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止（概要）
----	----------	------------	------------	---------------------------

- 海上機能で航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は航空機能で処理することを原則とする。（海上／航空の両機能間で情報連携機能が必要なイレギュラーケースについては、当該機能を提供する。）

### 詳細仕様検討結果

- NACCSは、上流～下流まで一連の業務を連携して処理することが大きなメリットであるが、航空貨物を海上機能で処理することを可能としているため、貨物情報の分断が生じる等、本来のメリットが損なわれる状況となっている。
- 現在、航空機能を導入していない空港地区において航空機能を導入することによって、電子化の進展による事務の効率化やペーパーレス化を図ることができる。



- 海上機能で航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は航空機能で処理することとする。
- イレギュラーケースである以下の2ケースについては、情報の継続性を確保するため、新規業務により情報連携を可能とする。
  - 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合
  - 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合

#### 海上／航空の両機能間で情報連携を行うための新規業務の概要

業務コード等	CHG11：貨物情報切替登録呼出し（入力者：保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主な機能	①新規登録時の呼出し：海上貨物（輸出管理番号）から切替後の航空貨物に必要な情報（個数、重量等）を呼び出す。 ②訂正・取消の呼出し：CHG業務にて登録した航空貨物（B/L番号）を入力し、情報を呼出す。
業務コード等	CHG：貨物情報切替登録（入力者：保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主な機能	①新規登録：輸出管理番号と切替後の航空貨物の情報を入力し、航空貨物情報を作成する。なお、航空貨物情報作成後は、海上貨物に対する業務更新を不可とし、航空貨物については「貨物情報切替確認情報（CHH）」業務が実施されるまで業務更新を不可とする。 ②訂正：CHG業務にて登録された航空貨物情報を入力し、航空貨物情報を更新する。なお、CHH業務が実施されるまでの間は訂正可能。 ③取消：輸出管理番号とCHG業務にて登録したAWB番号を入力し、航空貨物情報を削除する。なお、入力された海上貨物はCHG業務実施前の状態に戻し、CHH業務が実施されるまでの間は取消可能。
業務コード等	CHH：貨物情報切替確認情報（入力者：保税蔵置場）
主な機能	CHG業務にて登録された情報を確認した旨を登録する。航空貨物情報についてはLDR情報を出力し、貨物の搬出を行う。また、CHH業務を契機にCHG業務での訂正・取消を実施不可として、海上貨物情報を削除する。



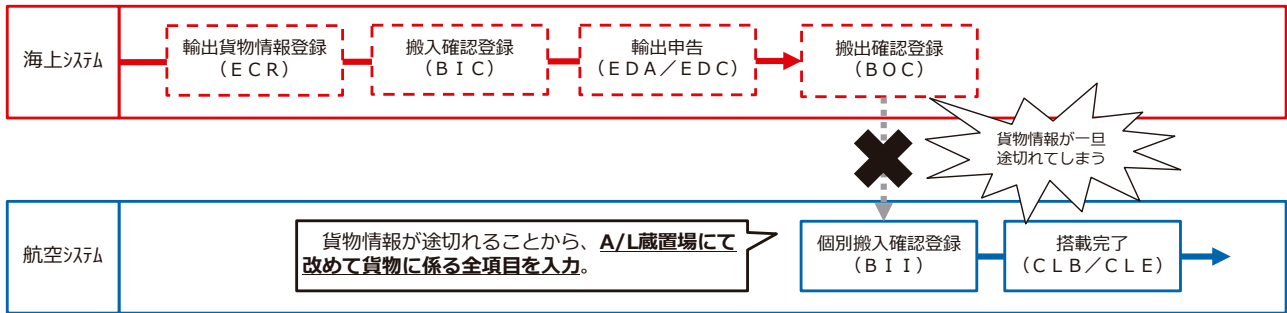
## (参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う影響 (概要)

### ◆ 見直し対象となる現行の運用

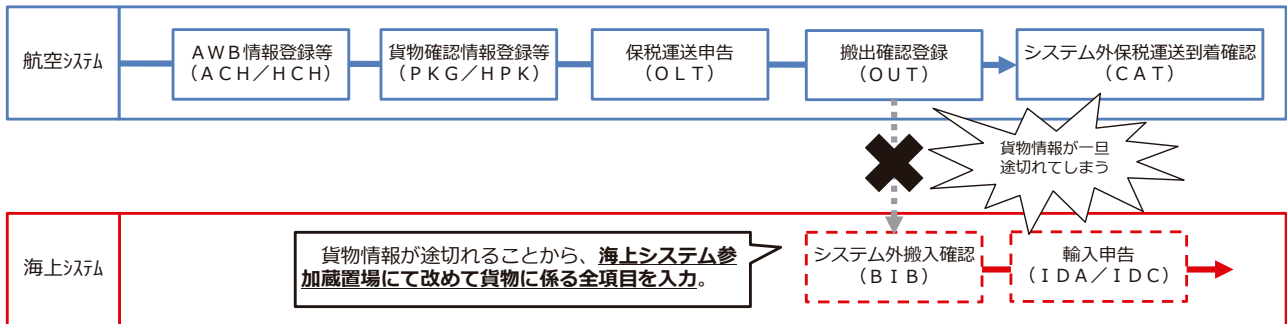
航空システム

海上システム

#### ■ 航空機に搭載して輸出する貨物を海上システムで輸出申告している場合



#### ■ 航空機で到着した貨物を海上システムで輸入申告している場合



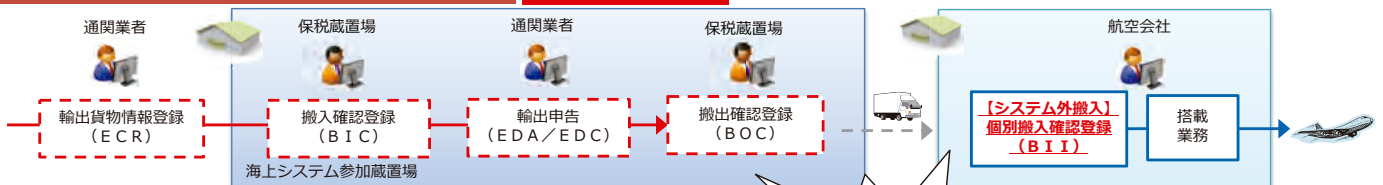
## (参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う影響 (輸出業務)

### ◆ 現行 航空貨物を海上システムで輸出申告する場合

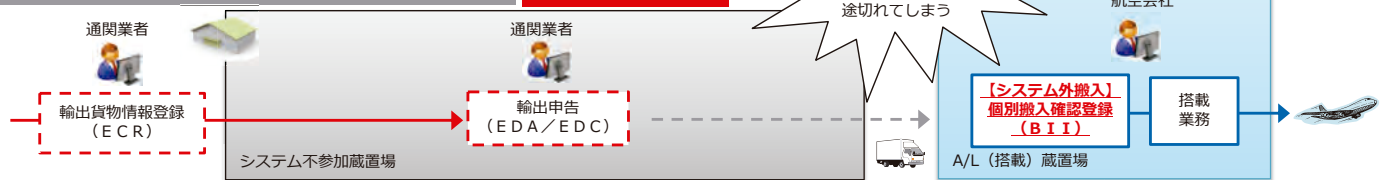
航空システム

海上システム

#### 1. 通関蔵置場が海上システムに参加している場合 **✖ 次期実施不可**

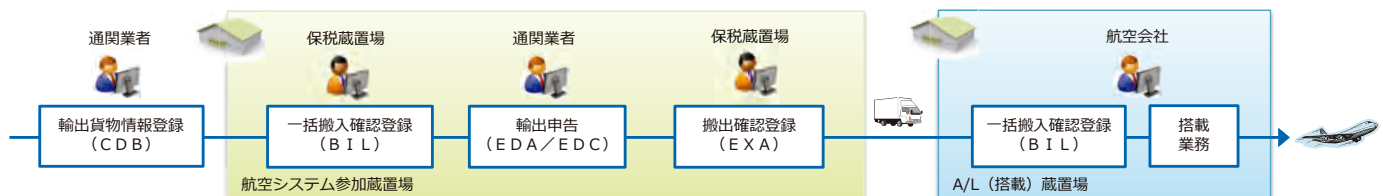


#### 2. 通関蔵置場がシステム不参加の場合 **✖ 次期実施不可**



### ◆ 次期 航空貨物は航空システムで輸出申告する

海上システムで航空貨物を取扱う機能が廃止されることから、航空貨物をシステムで輸出申告を行うためには保稅蔵置場、通関業者共に航空システムに参加し、業務を実施する。



## (参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う影響 (輸出業務)

### ◆ 次期 航空システムへ参加し、輸出貨物情報登録 (CDB/CDB01) 業務を実施する

**輸出貨物情報登録 (CDB/CDB01) 業務 (航空システム用画面)**

ファイル(F) 表示(V)

搬入予定年月日 搬入予定保税地域 搬入伝票作成業者 代理店 搬入伝票番号

AWB番号 種別 個数 重量 積込 DST 航空 混載 B.O 通関 申告日  
MAWB番号 種別 総個数 総重量 E/D番号 SPC 品名

01 02 03 04 05 06 07 08

- ・ 輸出貨物情報の新規登録
- ・ 搬入伝票番号の登録または払い出しを行い、後続の搬入確認業務をその番号でまとめて行うことができる
- ・ 入力項目数：23項目
- ・ 50件の貨物情報をまとめて登録可

**輸出貨物情報登録 (ECR) 業務 (海上システム用画面)**

ファイル(F) 表示(V)

処理区分  (9:新規登録 5:訂正 1:貨物情報の削除)

N-S/I番号

輸出管理番号

輸出者

申告予定者

品名

総個数 総重量 総容積

船会社 積込予定船舶

航海番号 入港日 積出港 出港予定日 船卸港

荷役形態 荷役形態

社内整理番号 荷主Ref No.

記事

最終仕向地 プッキング番号 危険貨物 貨物識別

1/5

- ・ 入力項目数：39項目
- ・ 1件ずつの登録

搬入予定先 搬入予定日 経由地 個数 重量 容積 記号番号

入庫管理番号	個数	入庫管理番号	個数	入庫管理番号	個数
1		2		3	
4		5		6	
7		8		9	
10		11		12	
13		14		15	



## (参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う影響 (輸出業務)

### ◆ 次期 航空システムへ参加し、一括搬入確認登録 (BIL/BIL01) 業務を実施する

**一括搬入確認登録 (BIL/BIL01) 業務 (航空システム用画面)**

ファイル(F) 表示(V)

搬入伝票番号/LDR番号 代理店 搬出保税設置場 搬入保税設置場 種記号

車上通関表示 時間外搬入表示 トラック番号 搬入年月日

AWB番号 個数 重量 仕向地 SPC S 混載 積込港 E/D番号  
品名 事故 備考

01 02 03 04 05 06 07 08

「輸出貨物情報登録 (CDB)」業務で払い出された搬入伝票番号を「一括搬入確認登録呼出し (BIL)」業務で入力すると本業務へ遷移する

**搬入確認登録 (BIC) 業務 (海上システム用画面)**

ファイル(F) 表示(V)

輸出管理番号\*

搬入場所

搬入日時\*

搬入個数\*

危険貨物等

事故税関通知識別

事故 1 2 3 4 5

保税運送承認番号

プッキング番号

記事



(参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う影響 (輸出業務)

◆ 次期 航空システムへ参加し、輸出申告業務を実施する

**輸出申告 (EDA) 業務 (航空システム用画面)**

EDA.AEL 輸出申告事項登録 (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/大額)

共通部 送込部

大額・少額識別\*  申告等種別\*  申告先種別  貨物識別  申告等番号

輸出者  申告予定年 月日

輸出者住所

輸出者電話  税関事務管理人

申告予定者  通関予定廠置場

仕向人  仕向人住所

仕向人国  通知先

AWB番号

貨物個数

最終仕向地  積込港  貿易形態別符号

出港予定年 月日

税関調査用符号  輸出承認証等区分\*  事前検査済貨物等識別

輸出承認証番号等 (1)  (2)  (3)  (4)  (5)  (6)  (7)  (8)  (9)  (10)  (11)  (12)  (13)  (14)  (15)

インボイス番号等

インボイス価格等\*  FCB価格等

BFR合計  裏船積 (搭載) 確認識別

記事 (税関)

記事 (通関業者)

記事 (荷主)

荷主セクションコード  荷主 Ref No.

社内整理番号

画面コード「SEL」等ではなく「AEL」等の航空システム用画面で業務を実施する

**輸出申告 (EDA) 業務 (海上システム用画面)**

EDA.SEL 輸出申告事項登録 (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/大額)

共通部 送込部

大額・少額識別\*  申告等種別\*  申告先種別  貨物識別  申告等番号

輸出者  申告予定年 月日

輸出者住所

輸出者電話  税関事務管理人

申告予定者  通関予定廠置場

仕向人  仕向人住所

仕向人国  通知先

輸出管理番号  貨物個数

記号番号

最終仕向地  積込港  貿易形態別符号

積戻し予定船名  出港予定年 月日

コンテナ本数  税関調査用符号  輸出承認証等区分\*  事前検査済貨物等識別

輸出承認証番号等 (1)  (2)  (3)  (4)  (5)  (6)  (7)  (8)  (9)  (10)  (11)  (12)  (13)  (14)  (15)

インボイス番号等

インボイス価格等\*  FCB価格等

BFR合計  裏船積 (搭載) 確認識別

パニング場所

パニング場所住所

記事 (税関)

記事 (通関業者)

記事 (荷主)

荷主セクションコード  荷主 Ref No.

社内整理番号

次期ではAWB番号入力欄がなくなる



(参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う影響 (輸出業務)

◆ 次期 航空システムへ参加し、搬出確認登録 (EXA/EXA01) 業務を実施する

**搬出確認登録 (EXA/EXA01) 業務 (航空システム用画面)**

EXA01 搬出確認登録 (AWB・HAWB単位)

ファイル(F) 表示(V)

MAWB番号  LDR番号

搬出先  搬出元  積込港  TRMNO  搬出区分

搬出年月日  時間外搬出表示  トラック番号  請求先  強制表示

AWB番号  個数  重量  仕向地  S  代/混  UBG  特記事項

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

・搬出先、積込港、搬出区分、AWB番号を「搬出確認登録 (AWB・HAWB単位) 呼出し (EXA)」業務で入力すると本業務へ遷移する  
 ・搬出先欄：保税地域コードを入力  
 ・積込港欄：IATAコードを入力 (コードはNACCS揭示板業務コード集へ掲載)

**搬出確認登録 (BOC) 業務 (海上システム用画面)**

BOC 搬出確認登録 (輸出許可済)

ファイル(F) 表示(V)

処理区分\*  (9: 搬出確認 1: 搬出取消し (一括) 3: 搬出取消し (個別))

搬出番号  搬出日時

発送地  搬入先

船会社  通知先

運送会社等

輸出管理番号  発送個数  発送重量  発送容積

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

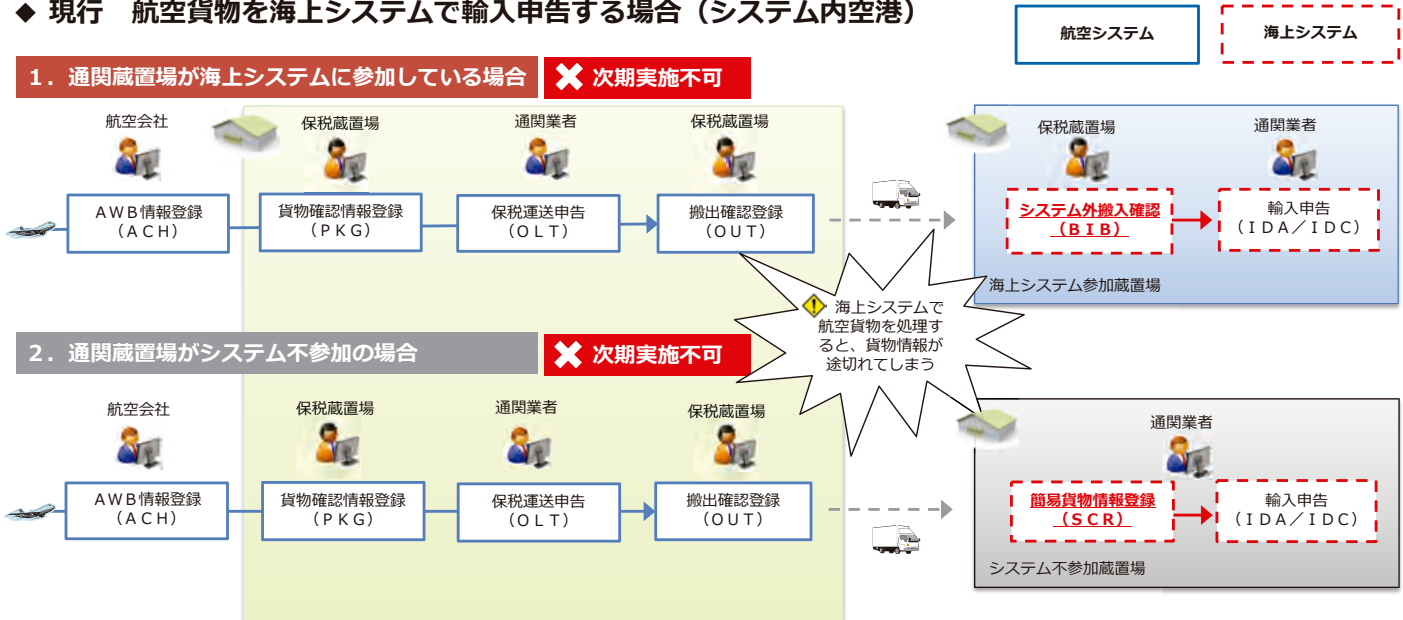
11

12



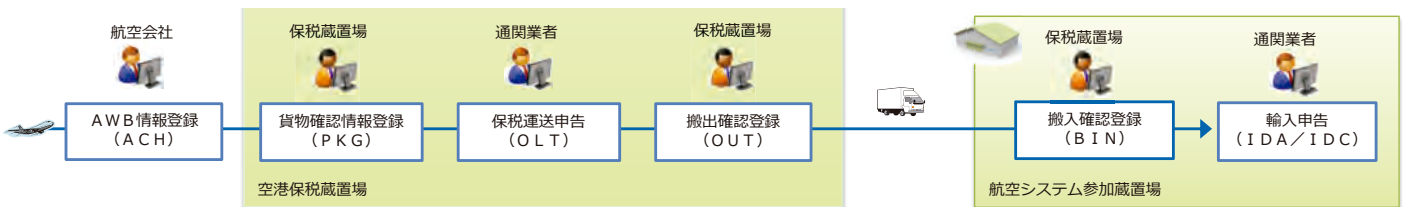
## (参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う影響 (輸入業務)

### ◆ 現行 航空貨物を海上システムで輸入申告する場合 (システム内空港)



### ◆ 次期 航空貨物は航空システムで輸入申告する (システム内空港)

海上システムで航空貨物を取扱う機能が廃止されることから、航空貨物をシステムで輸入申告を行うためには保税蔵置場、通関業者共に航空システムに参加し、業務を実施する。



## (参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う影響 (輸入業務)

### ◆ 次期 航空システムへ参加し、搬入確認登録 (BIN/BIN01) 業務を実施する

**搬入確認登録 (システム対象内保税運送) (BIN/BIN01) 業務 (航空システム用画面)**

BIN01 搬入確認登録(システム対象内保税運送)

ファイル(F) 表示(V)

保税運送申告番号等\*

搬入開始年月日・時刻\*  -  :  -  :

搬入終了年月日・時刻\*  -  :  -  :

無料期間適用表示

AWB番号  発送個数  到着個数  重量  品名  SPC  事故  M

ロケーション

01

02

03

04

05

06

07

08

09

「搬入確認登録 (システム対象内保税運送) 呼出し (BIN)」業務で保税運送申告番号等を入力すると、搬出確認されている保税運送情報 (搬入予定の貨物) が呼び出され、本業務へ遷移する

**システム外搬入確認登録 (BIB) 業務 (海上システム用画面)**

BIB システム外搬入確認(輸入貨物)

ファイル(F) 表示(V)

日/L番号\*

保税運送承認番号\*

搬入日時\*  -  :  -  :  搬入場所

船舶\*

仮陸揚識別  船舶港\*  入港日\*  積出地\*

最終仕向地

荷送人

名称

住所

住所 St.1

住所 St.2

City

Country-sub

Postcode  Country

電話番号

荷受人

名称

住所

住所 St.1

住所 St.2

City

Country-sub

Postcode  Country

電話番号

品名\*

品目番号

記号番号\*

発送個数  到着個数\*  -

総重量\*  ネット重量  -  容積  -

原産地  危険貨物

次期では以下が不可となる

- ・ B/L番号欄: 航空貨物の場合入力している「AIRO」は入力不可
- ・ 船舶欄: 航空貨物の場合入力している「到着便名」は入力不可





## (参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う影響 (輸入業務)

### ◆ 次期 航空システムへ参加し、輸入申告業務を実施する

**輸入申告 (IDA) 業務 (航空システム用画面)**

画面コード「SID」等ではなく「AID」等の航空システム用画面で業務を実施する

共通部 輸送部

大額/少額\* 申告等種別\* 申告先種別 貨物識別 識別符号\* 申告番号  
 あて先官署 あり/なし あり/なし あり/なし あり/なし あり/なし  
 輸入者 住所  
 電話  
 税関事務管理者  
 倉庫場所\* 申告等予定者  
 輸入取引者 仕出人 住所  
 立会通関業者  
 AWB\* MAWB\*  
 貨物個数 貨物重量(グロス)  
 積載標名 入港年月日  
 取卸港 積出地 貿易形態別符号  
 戻税申告 貿易管理令 輸入承認証 内容点検結果 調査用符号  
 他法令 共通管理番号 食品 植物 動植物  
 輸入承認証等1 2 3 4 5 6 7 8 9 10  
 仕入書識別\* 電子仕入書受付番号 仕入書番号  
 仕入書価格  
 運賃 保険  
 評価 包括評価番号1 2 3  
 補正  
 事前表示(評価) 1 2  
 BPR係数合計 搬入予定  
 納期延長 理由 BPR申請事由 納付方法 口座番号 担保番号  
 記事(税関)  
 記事(通関)  
 記事(荷主)  
 荷主セクションコード 荷主Ref No.

**輸入申告 (IDA) 業務 (海上システム用画面)**

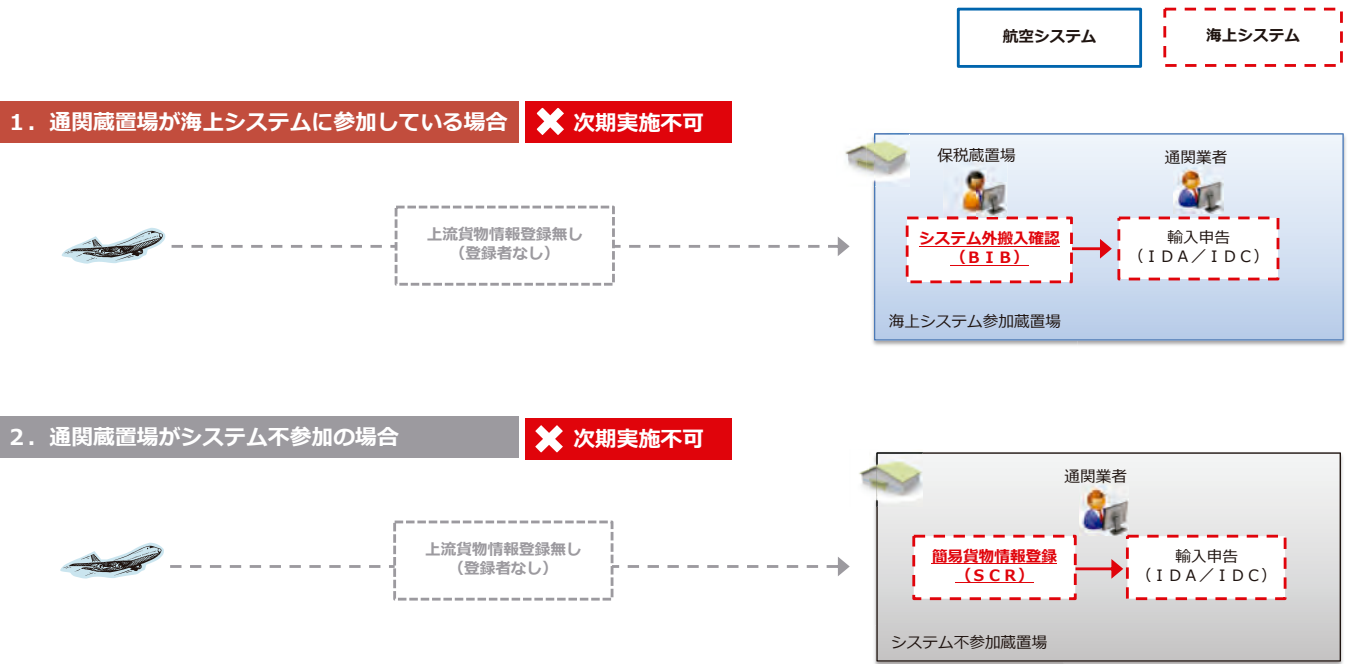
共通部 輸送部

大額/少額\* 申告等種別\* 申告先種別 貨物識別 識別符号\* 申告番号  
 あて先官署 あり/なし あり/なし あり/なし あり/なし あり/なし  
 輸入者 住所  
 電話  
 税関事務管理者  
 倉庫場所\* 一括申告 申告等予定者  
 輸入取引者 仕出人 住所  
 立会通関業者  
 B/L番号1\* 2 3 4 5  
 貨物個数 貨物重量(グロス)  
 積載標(種) 入港年月日  
 船(取)卸港 積出地 貿易形態別符号 コンテナ本数  
 戻税申告 貿易管理令 輸入承認証 内容点検結果 調査用符号  
 他法令 共通管理番号 食品 植物 動植物  
 輸入承認証等1 2 3 4 5 6 7 8 9 10  
 仕入書識別\* 電子仕入書受付番号 仕入書番号  
 仕入書価格  
 運賃 保険  
 評価 包括評価番号1 2 3  
 補正  
 事前表示(評価) 1 2  
 BPR係数合計  
 納期延長 理由 BPR申請事由 納付方法 口座番号 担保番号  
 記事(税関)  
 記事(通関)  
 記事(荷主)  
 荷主セクションコード 荷主Ref No.



## (参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う影響 (輸入業務)

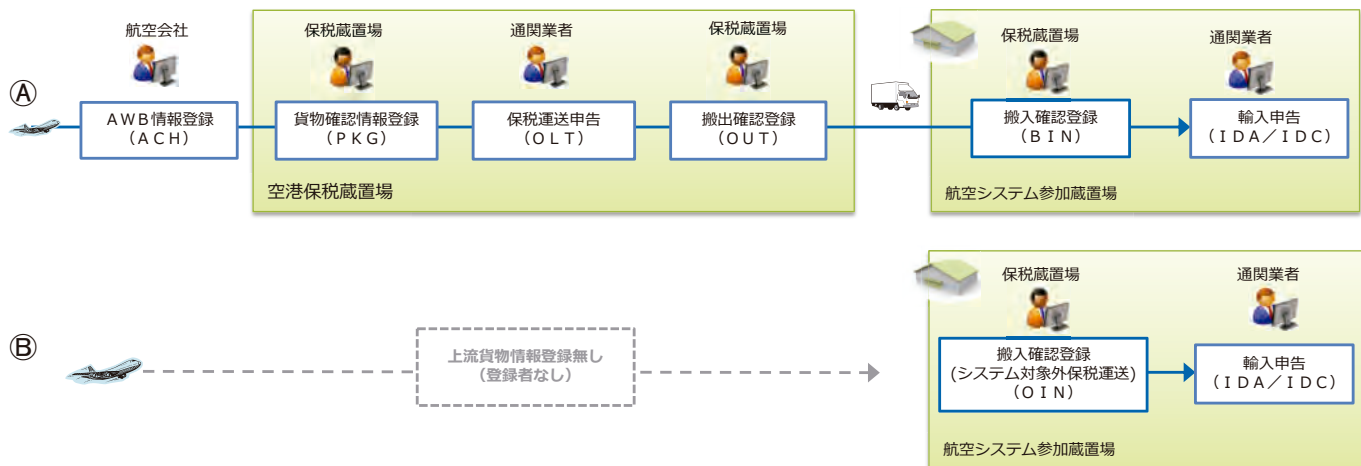
### ◆ 現行 航空貨物を海上システムで輸入申告する場合 (システム外空港・ハンドキャリー等)



## (参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う影響 (輸入業務)

### ◆ 次期 航空貨物は航空システムで輸入申告する (システム外空港・ハンドキャリー等)

海上システムで航空貨物を取扱う機能が廃止されることから、航空貨物をシステムで輸入申告を行うためには航空会社、保税蔵置場、通関業者共に航空システムに参加し、業務を実施する。



航空貨物の輸入申告業務フローは原則上記①のとおりだが、現在、税関空港でありながら航空システムへ参加していないためにAWB情報登録ができる航空会社が1社も存在しない空港が存在している。次期では該当の航空会社がシステムに参加していただく必要がある。

【参考】システム不参加空港 (システム外空港)

項番	IATA	LOCODE	空港名	項番	IATA	LOCODE	空港名	項番	IATA	LOCODE	空港名
1	AKJ	JPAKJ	旭川空港	6	HSG	JPOSG	佐賀空港	11	TAK	JPTAK	高松空港
2	AOJ	JPAOJ	青森空港	7	KMJ	JPKMJ	熊本空港	12	TOY	JPTOY	富山空港
3	AXT	JPAKP	秋田空港	8	MYJ	JPMAY	松山空港	13	YGJ	JPYGJ	美保 (米子) 飛行場
4	FKS	JPFKS	福島空港	9	NGS	JPNGS	長崎空港				
5	HKD	JPHKD	函館空港	10	OIT	JPOIT	大分空港				



## (参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能を廃止に伴う影響 (輸入業務)

### ◆ 次期 航空システムへ参加し、搬入確認登録 (OIN) 業務を実施する

**搬入確認登録 (システム対象外保税運送) (OIN) 業務 (航空システム用画面)**

保税運送申告番号\* 運送種別\* 搬入開始日時\* 9999/99/99 搬入終了日時\* 9999/99/99 無料期間適用表示

AWB番号 S 品名 発送個数 到着個数 総個数 重量 総重量

到着便名 入港年月日 積出地 取卸港 SPC 事故 手作業記号

ロケーション

1

2

3

4

5

6

7

運送種別欄へは航空貨物の場合「AIR」を入力

**システム外搬入確認 (BIB) 業務 (海上システム用画面)**

BIB システム外搬入確認 (輸入貨物)

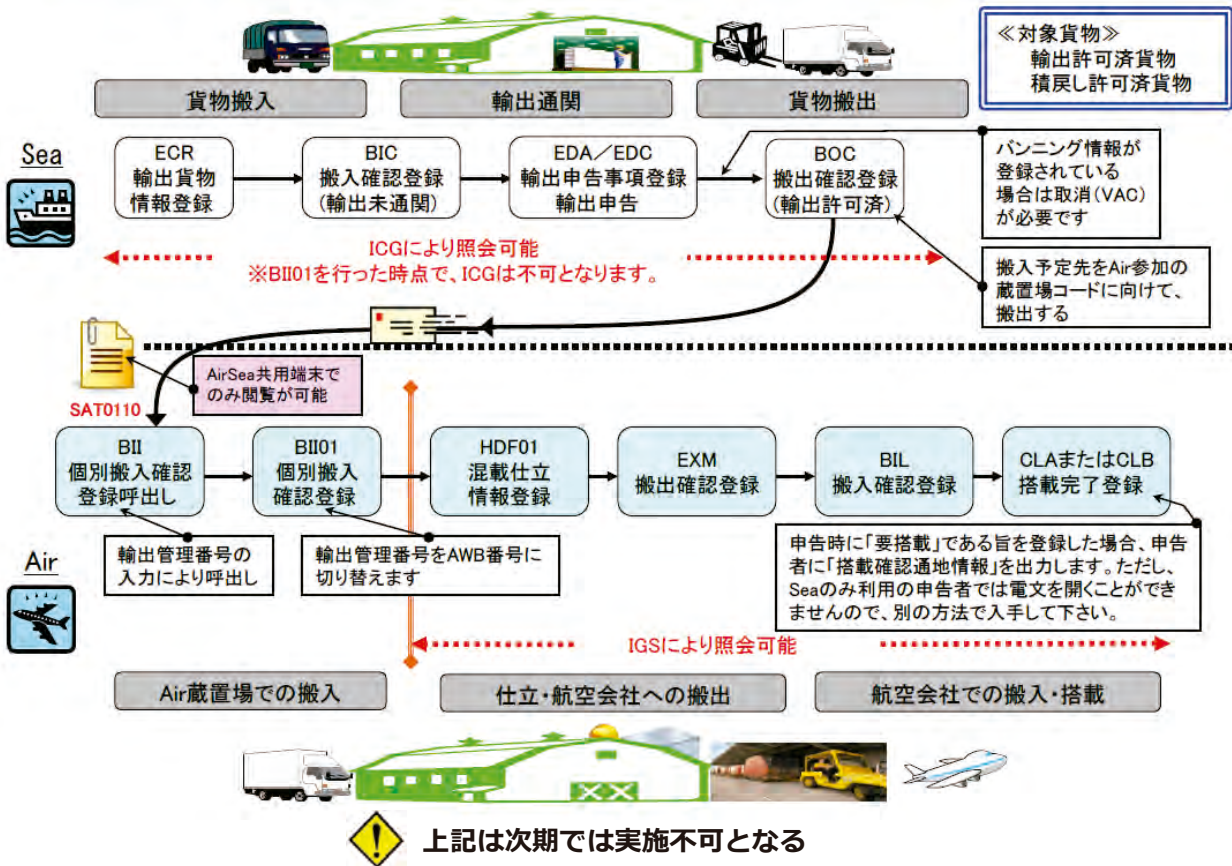
日/L番号\* 保税運送承認番号\* 搬入日時\* 搬入場所 船舶\* 仮陸揚陸別 船卸港\* 入港日\* 積出地\* 最終仕向地 荷送人 名称 住所 住所 S C Country postcode Country 電話番号 荷受人 名称 住所 住所 St.1 St.2 City Country-sub postcode Country 電話番号 品名\* 品目番号 記号番号\* 発送個数 到着個数\* 総重量\* ネット重量 容積 原産地 危険貨物

次期では以下が不可となる

- ・B/L番号欄: 航空貨物の場合入力している「AIR0」は入力不可
- ・船舶欄: 航空貨物の場合入力している「到着便名」は入力不可



参考: Sea-NACCSからの輸出貨物の移送について

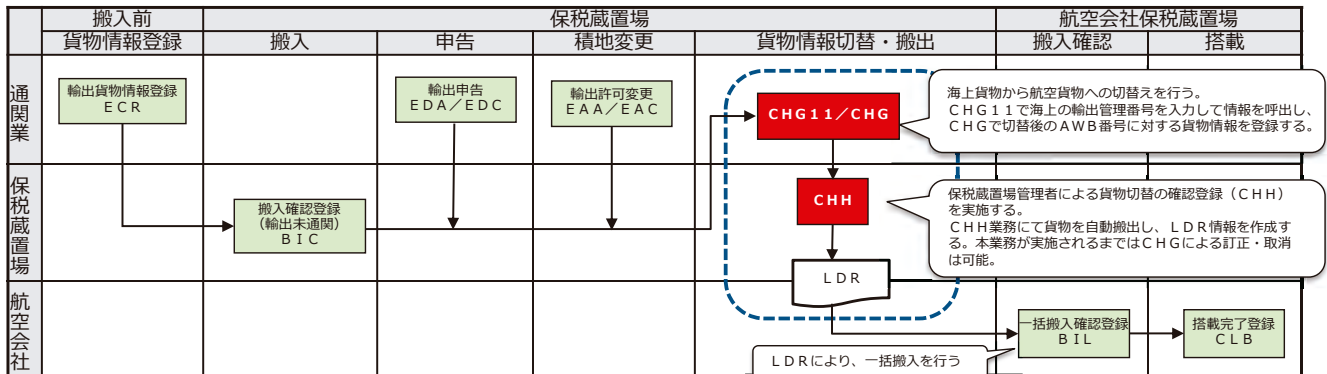


VI 主な詳細仕様検討結果 (業務共通)

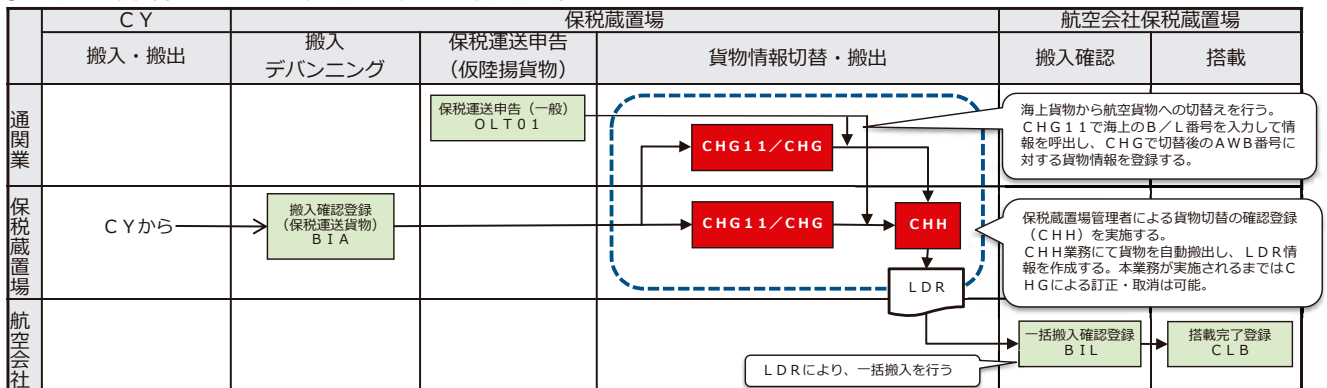
共通	航空海上	第10回WG	基本IV-3	海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止 (イレギュラーケースの対応)
----	------	--------	--------	--------------------------------------

詳細仕様検討結果

① 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急ぎよ航空貨物として輸出する場合



② 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を航空貨物として積み戻す場合



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	海上	第12回 第15回	WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（1）
----	----	--------------	----	------------------	----------------------

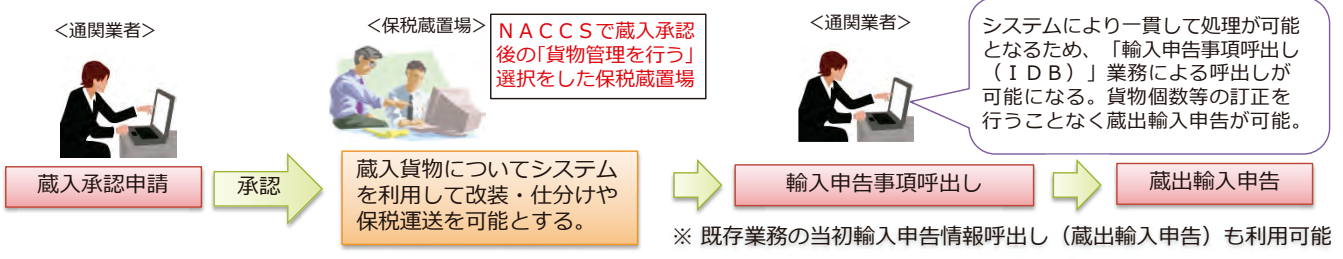
・ 蔵入承認申請済 又は 移入承認申請済の貨物について、一定期間経過後であってもシステムで後続業務を実施可能とする。

### 詳細仕様検討結果

1. 蔵入後における後続業務の可能化については、実績の多い海上貨物を対象とし、実績の少ない航空貨物は対象外とする。
2. 移入貨物については、在庫管理業務が複雑でありシステム化に馴染まないことから、対象外とする。
3. 後続業務を可能とするため、その対象貨物については、蔵入後も貨物情報DBにおいて管理を行う。
4. 保税蔵置場毎に、蔵入貨物についてNACCSで蔵入承認後の貨物管理を①「行う」、或いは、②「行わない」、のいずれかを選択ができる仕組みとし「行う」を選択した場合に、蔵入後も貨物情報DBにおける管理を行い、後続業務を可能とする。  
なお、当該選択については、あらかじめNACCSに登録を行うことを必要とする。
5. 上記4で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場においては、蔵入後において、以下のシステム処理を可能とする。  
① 蔵入承認済貨物に関する搬出入 ② 蔵入承認済貨物の改装・仕分け ③ 蔵入承認済貨物情報の呼出し  
④ 蔵入承認済貨物の保税運送申告 ⑤ 蔵入承認済貨物情報の照会
6. 上記4で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場に蔵置されている貨物については、蔵出申告時に、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とし、貨物情報のチェックを行う。

【※3.~6.については、仕様の一部変更・新規追加】

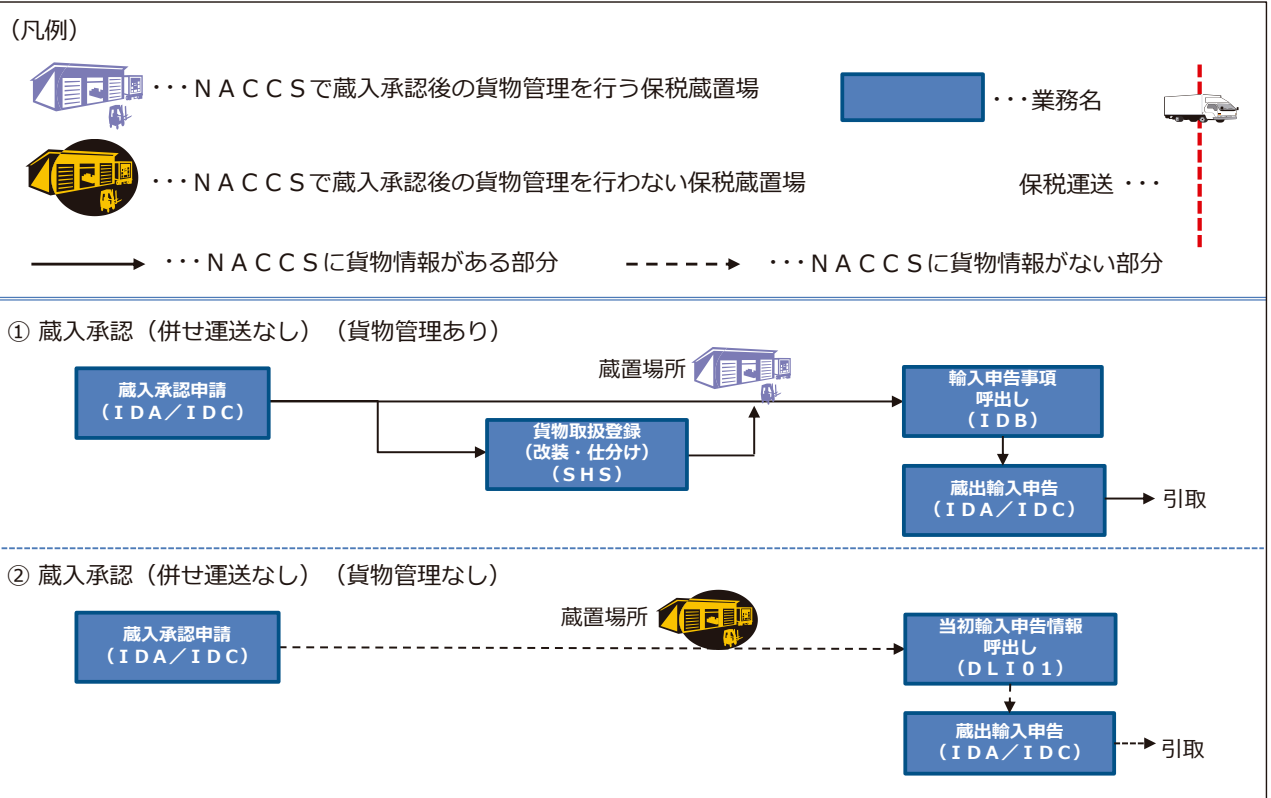
### 蔵入承認後におけるシステム処理イメージ



## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

共通	海上	第12回 第15回	WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（2）
----	----	--------------	----	------------------	----------------------

### 詳細仕様検討結果

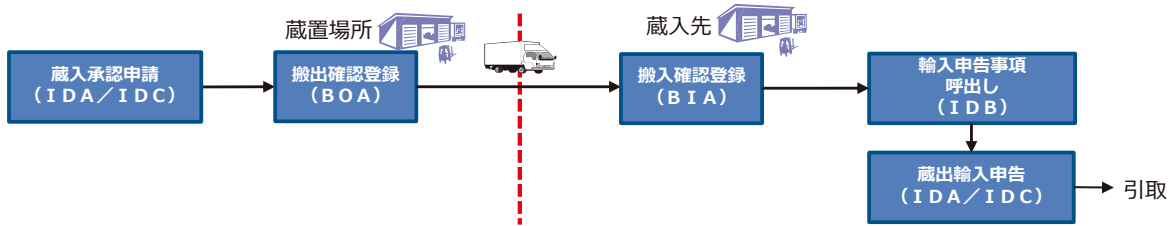


## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

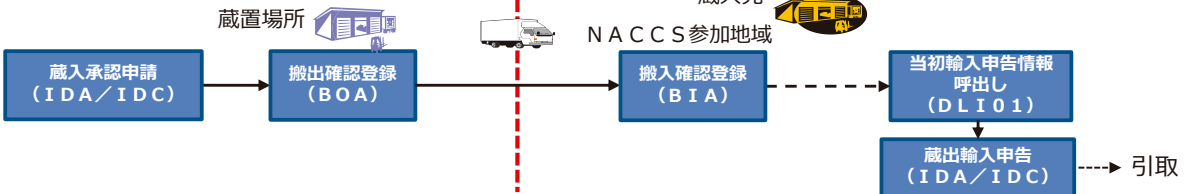
共通 海上 第12回 第15回 WG 基本 IV-5-1-(3) 蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（3）

### 詳細仕様検討結果

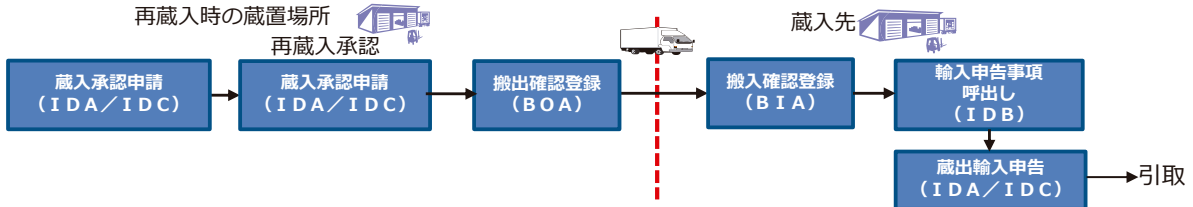
#### ③ 蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理あり → あり）



#### ④ 蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理あり → なし）



#### ⑤ 再蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理あり → あり）

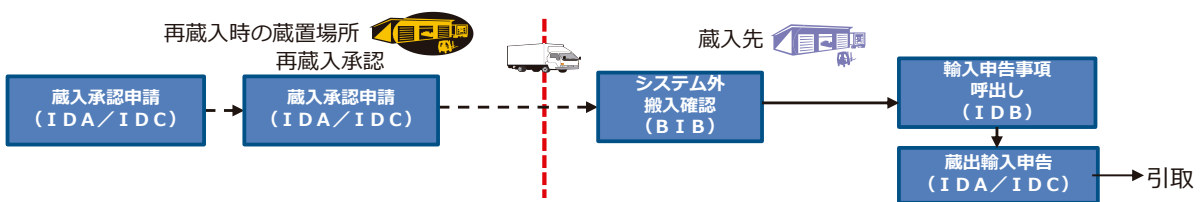


## VI 主な詳細仕様検討結果（業務共通）

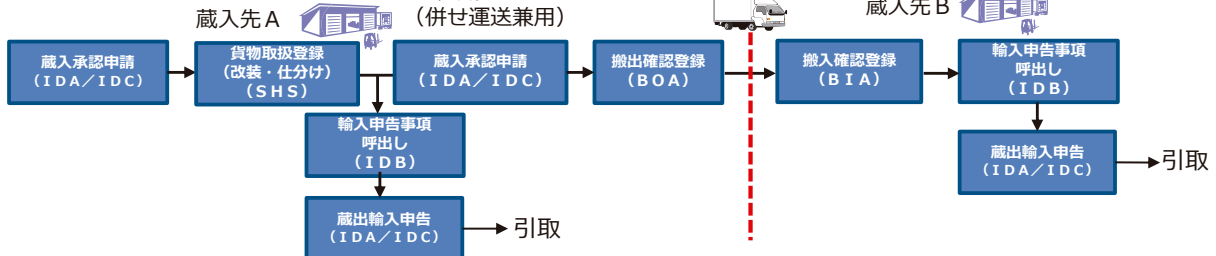
共通 海上 第12回 第15回 WG 基本 IV-5-1-(3) 蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（4）

### 詳細仕様検討結果

#### ⑥ 再蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理なし → あり）



#### ⑦ 蔵入承認後の仕分け



#### ⑧ 蔵入承認後の外貨船用品積込承認

